

令和6年度 総会

令和6年7月16日（火） 18時00分～
会 場：京王プラザホテル 本館42階 富士

次 第

司会進行：新宿区専修学校各種学校協会
事務局 大桃 洋
（日本電子専門学校 総務部長）

I 総 会 18時00分～18時30分

一、開会あいさつ

一、会長あいさつ

一、議長選出

一、議 事

- 1) 第1号議案 令和5年度事業報告
- 2) 第2号議案 令和5年度決算報告、監査報告
- 3) 第3号議案 令和6年度事業計画案
- 4) 第4号議案 令和6年度予算案
- 5) 第5号議案 規約の改廃について
- 6) 第6号議案 役員改選について

一、閉会あいさつ

新宿区専修学校各種学校協会

第1号議案

令和5年度事業報告

1. 新宿区外国人留学生学習奨励基金 令和5年度候補者の推薦について（新宿区への協力事業）

会員校より8校8名の応募があり、当協会最大推薦人数である6校6名を新宿区に推薦した。その結果、1校1名が採用された（グレッグ外語専門学校新宿校）

2. 総会の開催

日 程	令和5年7月25日（火）18：00～18：30
会 場	京王プラザホテル 42階 高尾
参 加 校	13校 21名
決議事項	第1号議案「令和4年度事業報告」 第2号議案「令和4年度決算報告、監査報告」 第3号議案「令和5年度事業計画案」 第4号議案「令和5年度予算案」 第5号議案「口座名義変更について」

3. 新年会の開催

日 程	令和6年2月6日（火）18：30～20：00
会 場	京王プラザホテル 44階「アンサンブル」
参 加 校	13校 29名 賛助会員校 2校 2名
来 賓	新宿区 地域振興部多文化共生推進課長 櫻本 まり子 様 文化観光産業部消費生活就労支援課長 大山 真帆子 様 教育委員会学校運営課長 内野 桂子 様 公益財団法人東京都専修学校各種学校協会 専務理事 飯塚 美紀子 様 株式会社専門学校新聞社 営業統括 杉本 三千雄 様 株式会社新宿区新聞社 企画営業次長 松田 黄鹿 様

4. 教育活動研究会の開催

日 程	令和6年6月28日
会 場	日本電子専門学校 9号館 メディアホール
参 加 数	会員校 12校 32名
テ ー マ	「支援が必要な課題を抱える学生への対応 ～合理的配慮の義務化を踏まえて～」
内 容	1) 講演 日本電子専門学校 総務部 心理相談室 河島 綾 様 (臨床心理士・公認心理師)

2) シンポジウム（登壇者：順不同）

- ・ 日本福祉教育専門学校 社会福祉士養成学科
学科長 秋山 雅代 様
- ・ 早稲田美容専門学校 副校長 天久 博一 様
- ・ 東放学園映画専門学校 学務管理部 城戸 弘行 様
- ・ 東京外語専門学校 理事長 梶原 康平 様
- ・ 日本電子専門学校 総務部 心理相談室 河島 綾 様
(臨床心理士・公認心理師)

※概要、実施後アンケート調査別添

令和 6 年 7 月 8 日
新宿区専修学校各種学校協会
事 務 局

新宿区専修学校各種学校協会事業アンケート調査 結果報告書

1. 目的

本調査は、令和 6 年 6 月 28 日に開催した新宿区専修学校各種学校協会令和 5 年度事業である教育活動研究会『支援が必要な課題を抱える学生への対応～合理的配慮の義務化を踏まえて～』について、参加者の感想や意見を聞くとともに、今後、当協会にどのような取り組みを期待しているかを調査し、先の活動の参考にすることを目的としている。

2. 調査期間

令和 6 年 6 月 28 日～令和 6 年 7 月 5 日

3. 調査対象

新宿区専修学校各種学校協会会員校・賛助会員校

4. 調査方法

Google フォームの URL をメールにて配信

5. 回答状況

アンケート回答数：19 件

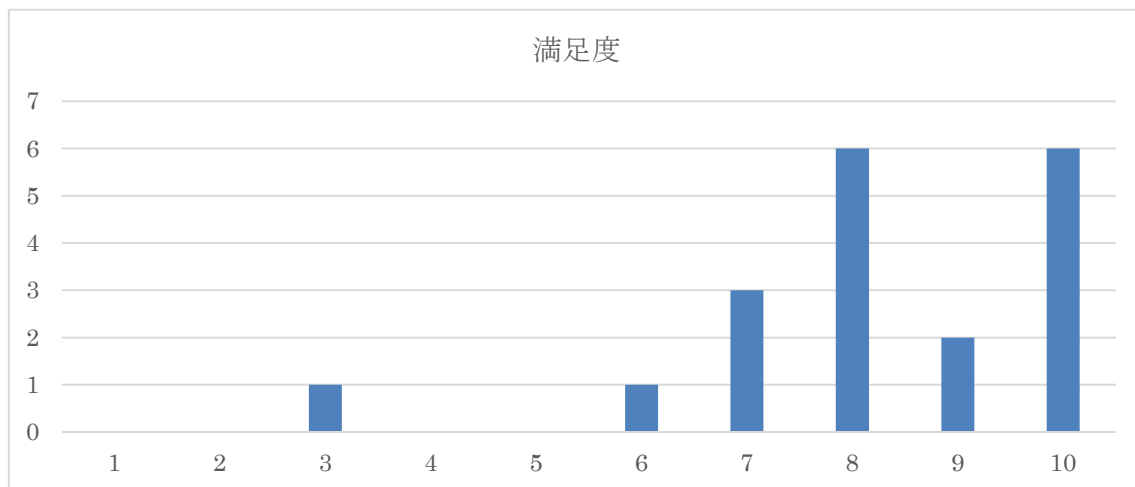
【アンケート結果】

Q1. 参加状況

参加した	19
------	----

Q2. 「教育活動研究会」の満足度（19 件の回答）

満足度平均値 8.21



└ Q2 で選択した値の理由（19 件の回答）

満足度 “3” 回答者

学生指導の実務上参考になった

満足度 “6” 回答者

講義をあと 1 時間受けたかった。後半省略気味になられた文科省のガイドラインについて解説を伺いたかったです。パネルも大変興味深かったです。多くの事例を伺いたかったです。

満足度 “7” 回答者

学校で対応できることの少なさが課題である。症状などどう可視化するかが課題。

本日は、ありがとうございました。さまざまな課題と事例、現状の対応策などを知ることができたことは大変勉強になりました。気になった点としましては、「専門学校」となりますと、“就職”＝“社会で活躍できる（通用する）人材育成”が目的かと思うのです。その観点からみると、教育自体がままならない学生では「就職」が困難になりそうだなと感じました。“教育活動研究”であり、特に就職に結びつけることを観点に入れないのであれば、今回の内容で何ら問題ないかと思います。個人的には、専門学校での勉強がままならない学生→就職が困難になる→就職率が低下する。もしくはドロップアウト率が増加する。→実績が悪化する→魅力が希薄になり募集が困難になる。。。ということも、今後は留意したうえでやっていかなくてはならないのだろうか。。。と感じました。“合理的配慮”の範囲があいまいなことで生まれる「教職員の疲弊」「クラスメイトへの影響」「就職率の低下」「ドロップアウト率増加」「就職できたとしても、就職後の企業の反応（最悪、求人票がなくなる可能性も）」など、今回議題に上がった具体的な対応策のほかにも、もっと大きなフェーズの課題が山積しているように感じました。“合理的配慮”を全面的に、かつ率先して、取り組んでいくのか。。。上記のような課題を一つひとつ検討しつつ、対応できる範囲について明確な基準を設けて対応していくのか。。。etc.etc....

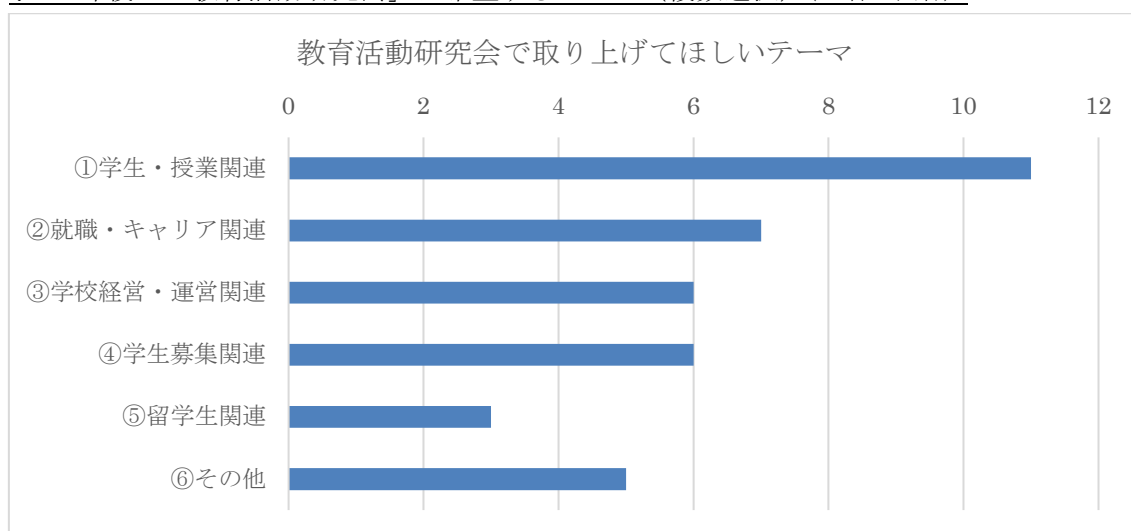
内容に満足したが、少し時間が足りなかった
満足度“8” 回答者
合理的配慮について認識違いがあったのに気づけました。時間が短かったのが少し残念です。
他の学校における事例を聞くことができたこと
もう少しお話を聞いてみたかった
今年自分の受け持つクラスに発達障害と精神障害の生徒が集中しており、対応策を学びたいと考えていた為たいへん勉強になりました。こちらの知識が足りず、質問したい事を用意できなかったで悔しい思いをしました。貴重な学びの時間をありがとうございました。
改めて、合理的配慮について確認することができた。
他の学校も同じような悩みを抱えていることが分かってよかった 次のテーマが見つかった
満足度“9” 回答者
合意的配慮に関して、ご説明が非常にわかりやすく、概要がつかむことができて良かったです。少々時間が伸びてしまったところだけ一しました。
悩んでいたことを伺うことができたから。とても内容の濃いご講義だったので、もう少し時間があればというのと、質疑応答タイムがあればというのでマイナス1としました。
満足度“10” 回答者
他校がどのように取り組んでいるのかがわかり参考になりました。
具体的な事案のお話も聞けたので、とても勉強になりました。もう1時間ぐらい延長してお話を伺いたいほどでした。
当校においては「発達障害」を認識できる事例が無かったため、他校さんにおける具体的な事象、及びそれに対する合理的配慮の範囲・他所方法についてお話が聞けたこと。更に、当校事例において、当校で執った対処に関して、河島先生からの見解をお話いただけ満足しております。
法的義務となり学校内でも解釈について悩んでおりました。 どの学校も似たような学生がおり対応に模索していたことが聞けて良かったです。
各学校の学生に対する現状と合理的配慮についての対応について考え方が理解できた
シンポジウムで各学校の問題点が聞けました。

Q3. 印象に残った点 (16 件の回答)

- ・4月1日に施行された問題をいち早くテーマに取り上げたこと
- ・各学校の先生方にご登壇いただいたのシンポジウムが大変印象深く、多くの学びがありました。

- ・本日の研究会では、やはり他校さんにおける具体的な事例、その合理的配慮をお聞きできたことです。
- ・学生、ご家族との合意のうえで成立する事、配慮の限界を許容する事が印象に残っています。
- ・実際に発生している課題に対して、的確な回答をされている河島先生が印象的でした。
とても分かり易く、理解を深めることができました。
特に「フォント」の件は勉強になりました。
- ・どの学校でも似たような事例があること、そして多様な対応をしたこと
- ・障がいのある学生に対して、定型的なルールではなく学生と学校とが話し合いの中でオーダーメイドの支援を共に考えていくという点が印象的でした。
- ・「出来る配慮（支援）と限界の許容」が腑に落ちました。
- ・合理的配慮の事例
- ・どこの学校でも生徒対応に悩む事例があるのだなと勉強になりました。河島先生の冷静な判断力から導き出される回答は、聞いていて多くの学びがありました。
- ・学校が抱えている課題を講演していただけるので参考になります
- ・シンポジウムが印象に残りました。
- ・どの学校にも、自校と同じ悩みを抱えて奮闘されていることを知り、(変な言い方ですが)少し安心しました。また、その悩みに対する回答にも、自校で行っている対応が間違いでないのだとか、ああ、そういう方法があったのかと思ったりしました。
- ・合理的配慮とは、何をする必要があるのか？ という点について分かり易く説明が行われた点。
- ・合理的配慮は対話が必要。
- ・我々の学科では2000年初頭から起きていたが、今ではどの分野でも同様なことが起きている。

Q4. 今後の「教育活動研究会」に希望するテーマ（複数選択）（19件の回答）



└その他（自由記述）

可能であればまた来年に同じテーマで研究会を開催して頂きたいと思っています。
学生指導方法
自己評価
やはり、学生の症例が伺いたい。
学生数を増やす学生募集の具体的な取り組み

Q5. 開催希望時期

・ 第一希望（19 件の回答）

・ 第二希望（16 件の回答）

希望	件数
1 月	0
2 月	0
3 月	2
4 月	0
5 月	2
6 月	6
7 月	0
8 月	6
9 月	0
10 月	0
11 月	2
12 月	1

希望	件数
1 月	0
2 月	3
3 月	1
4 月	0
5 月	2
6 月	2
7 月	2
8 月	1
9 月	4
10 月	0
11 月	0
12 月	1

Q6. 「教育活動研究会」に関する質問（4 件の回答）

・ 担当授業で、発達障害で薬を服用している学生がいます。授業中、落ち着かなくなると独り言が増えたり、隣の学生のパソコン画面を無断でのぞき込むなどしています。周囲の学生も少しストレスを抱えているようなので、座席の移動を検討していますが、発達障害の学生本人が了承が無い場合、隣や周囲の学生の座席を移動する事になります。それによりデータの移動など多少不便をかけることになるのですが、座席の移動について何かよいアイデアはありますかでしょうか。ケースバイケースだとは思いますが…。

・ 様々な障害を持つ方の学びの機会を守るという考え方には同意できるのですが、入学前の面接や試験で対応の難しさに気付いた場合、そういった学生を絶対に受け入れないといけないのか？（不合格にしてはいけないのか）が分かりませんでした。本校は調理師養成施設のた

め、調理実習では刃物と火を扱い、4人グループで調理をするためコミュニケーションが余りにも取れない学生の場合は本人・周囲の学生の安全を守れないのではと感じています。現時点で断ったことはないのですが、今年の学生に何らかの障害がある割合がかなり上がっており、実習班の健常の生徒からも一緒になるのが辛いと言われてしまう事があり対応に苦慮しています。

・卒業3ヶ月程前より、妄想が始まり、精神科に行った方がいいのではと思う学生がいましたが、プライドの高い方でもあり、それをうまく伝えることができず、結果的に妄想がひどくなって卒業という形になってしまいました。具体的に、不眠があるや、学校に行けない等の症状であれば、勧めやすいのですが、妄想（特定の学生が自分の写真を撮る）で自分に非はないと言い出しているような場合、どうすればよかったかアドバイスいただけると嬉しいです。

・本校はグループで実習をし、包丁、火など危険な物を扱う授業をしています。配慮が必要な生徒はどうしても同じグループの生徒に負担になってしまいます。一般の生徒へ負担にならないよう、どうしても配慮の度合い的に難しい生徒へはそれを理由に入学を断ることは大丈夫なののでしょうか？

Q8. その他の意見や要望（8件の回答）

- ・また今回と同じテーマで開催していただきたいです。
- ・引き続きよろしくお願いいたします。
- ・大変参考になりました。また機会がありましたら参加したいと思います。
- ・良い時間をありがとうございました
- ・シンポジウムの時間が短かったと思います。
- ・このような機会をいただき、感謝申し上げます。
引き続きよろしくお願いいたします。
- ・有難うございました。時間が短く感じましたので、もう少し時間を確保して開催されると良いのではと思いました。
- ・心理・メンタルは非常に手間がかかる。この点に関しても研究会の実施回数を増やして頂きたい。

【回答協力校】

新宿調理師専門学校
日本医学柔整鍼灸専門学校
日本福祉教育専門学校
新宿日本語学校
高山美容専門学校
早稲田美容専門学校
東京外語専門学校
マリールイズ美容専門学校
東京製菓学校
東京調理製菓専門学校
日本電子専門学校

～まとめ～

アンケート結果から、どの学校でも学生対応において強い不安や難しさを抱えていることが分かった。加えて、「改正障害者差別解消法」が施行されたことにより、各学校が今後どのような対応をしていくのか、模索・苦慮されている様子がうかがえた。そのような状況の中で、今回の教育活動研究会では、臨床心理士による、施行された法律の概要や、この法律により学校側や学生にこれまでと比べてどのような変更が生じたかの説明があったことは、各々の認識が統一されたようであった。中でも、義務化されたからといってすべての要求を呑む必要はないということ、支援をする側（学校）ができることには限界があるということについては、参加者にとってひとつ胸をなでおろすポイントとなったのではないだろうか。

また、後半のシンポジウムでは、各校の事例を共有できたことが参加者の印象に残った。このような課題を抱えた学生は、専門分野を超えて共通の悩みとなっている、かつ、センシティブなおおやけにしづらい話題傾向にあると考えられる。今回、シンポジウムを行ったことにより、自校と同じく他校も学生対応に奮闘している様子が伺えたり、学校が行った正解がわからなかった対応について臨床心理士からのアドバイスや感想があったりしたことは、貴重な機会であったと考えられる。

課題としては、時間が短かった、もっと様々な事例が聞きたかったという意見が多かった。新専各の取り組みとして、今後も継続して共通の悩みや各学校の学生対応方法等を聞き合える場を設ける必要があるか、検討していかなければならない。

第2号議案

新宿区専修学校各種学校協会
令和5年度収支決算

(自：令和5年4月1日 至：令和6年3月31日)

収入の部

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	差額	摘 要
年会費 (会員)	480,000	480,000	0	15,000×32校
年会費 (賛助会員)	15,000	15,000	0	5,000×3校
懇親会費	300,000	285,000	15,000	10,000×25名 御祝金 35,000
新年会費	300,000	345,000	-45,000	10,000×31名 御祝金 35,000
受取利息	0	20	-20	普通預金利息
繰越金充当	0	0	0	
合 計	1,095,000	1,125,020	-30,020	

支出の部

科 目	予算額	決算額	差額	摘 要
懇親会費	350,000	533,379	-183,379	
新年会費	350,000	481,000	-131,000	
事業費	150,000	0	150,000	
通信費	20,000	14,691	5,309	郵送、切手、葉書
消耗品費	25,000	59,600	-34,600	封筒、印鑑
消耗品費 (8%)	0	6,342	-6,342	来客用飲料水
雑費	30,000	26,550	3,450	広告掲載費、ロッカー利用料、振込手数料
租税公課	0	0	0	
交際費	30,000	22,000	8,000	祝花
予備費	50,000	0	50,000	
会議費	30,000	48,202	-18,202	理事会費
ホームページ運用費	60,000	85,184	-25,184	レンタルサーバー費、ホームページ更新費
合 計	1,095,000	1,276,948	-181,948	

令和4年度繰越金 2,181,314 円 + 令和5年度収支差額 △151,928 円 = 令和6年度繰越金 2,029,386 円

監査の結果、上記決算書に間違いのないことを報告いたします

監 事

小倉規布佳



令和 6 年 7 月 1 日

印

第 3 号議案

令和 6 年度事業計画（案）

1. 新宿区外国人留学生学習奨励基金 令和 6 年度候補者の推薦
2. 総会の開催
令和 6 年 7 月
3. 教育活動研究会の開催
(情報共有と相互理解を促進する為の事業を行う) ※内容は別途検討
4. 防災事業の継続
(新宿消防署にご協力いただき、防災の講習会や訓練等の実施を検討する)
5. 新年会の開催
令和 7 年 1 月

第4号議案

新宿区専修学校各種学校協会
令和6年度収支予算案

(自：令和6年4月1日 至：令和7年3月31日)

収入の部

(単位：円)

科 目	令和5年度予算	令和6年度予算	増減	摘 要
年会費（会員）	480,000	480,000	0	15,000×32校
年会費（賛助会員）	15,000	15,000	0	5,000×3校
懇親会費	300,000	360,000	-60,000	12,000×30名
新年会費	300,000	360,000	-60,000	12,000×30名
合 計	1,095,000	1,215,000	-120,000	

支出の部

科 目	令和5年度予算	令和6年度予算	増減	摘 要
懇親会費	350,000	400,000	-50,000	
新年会費	350,000	400,000	-50,000	
事業費	150,000	150,000	0	
通信費	20,000	20,000	0	郵送、切手、葉書
消耗品費	25,000	25,000	0	封筒、文具消耗品
雑費	30,000	30,000	0	広告掲載費、交通費、振込手数料
租税公課	0		0	
交際費	30,000	30,000	0	お祝い金、慶弔金など
予備費	50,000	50,000	0	
会議費	30,000	20,000	10,000	
ホームページ運用費	60,000	90,000	-30,000	レンタルサーバー費、ホームページ更新費（2回予定）
合 計	1,095,000	1,215,000	-120,000	

第5号議案

新宿区専修学校各種学校協会 規 約

(名称)

第1条 本会を新宿区専修学校各種学校協会という。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、原則として会長校である専門学校等におき、会長は事務局長を指名することができる。

(目的)

第3条 本会は関係庁と密接な交流を保ち、会員相互の親睦と協力により会員校の振興と併せて、公益社団法人東京都専修学校各種学校協会（以下東専各協という）の発展に寄与することを目的とする。

(会員)

第4条 本会は新宿区に所在する東専各協の会員校をもつて正会員とする。

2 本会は新宿区に所在する日本語教育機関をもつて賛助会員とする。

(経費)

第5条 本会は会費、寄付金、及び補助金をもつて運営し、会計年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

(会費・入会金)

第6条 本会の正会員の会費は1校年額15,000円とし、毎年度始めから3ヶ月以内に納入するものとする。

本会の正会員の入会金は1校15,000円とする。

2 本会の賛助会員の会費は1校年額5,000円とし、毎年度始めから3ヶ月以内に納入するものとする。

(入退会)

第7条 本会に入会するときは、所定の用紙に正会員は入会金ならびに会費、賛助会員は会費を添えて申し込むものとする。

2 会員は、退会届を提出することで任意に本会を退会することができる。

3 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 本人が法人格を喪失したとき。

(2) 会費を3年以上納入しないとき。

(役員)

第8条 本会に次の役員をおく。

会長1名、副会長若干名、理事若干名、監事1～2名。

(役員の選出)

第9条 前条の役員は理事会にて候補者を選任し、総会において承認を得る。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は、選任から2年後の定時総会終結の時までとする。

2 役員については、再任を妨げない。

(役員の任務)

第11条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本協会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ定められた順位に従い、その職務を代行する。
- (3) 理事は、理事会を構成し、会務の執行を行う。
- (4) 監事は本協会の会計を監査し、その結果を総会へ報告する。

(役員の解任)

第12条 役員が次に該当するときは、理事会の承認を経て、総会の決議により、これを解任できる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に耐えないと認められたとき。
- (2) 本協会の名誉を毀損し、本協会の秩序を乱したとき、または、目的に著しく違反する行為があったとき。
- (3) 本規約および本協会の指示等に違反したとき。
- (4) その他前各号に準ずる事由があったとき。

(会議)

第13条 本会に次の会議をおく。

- (1) 総会。
- (2) 理事会。

(事業の遂行)

第14条 本会の事業の執行は総会の同意を得て理事会がこれに当る。

(顧問・相談役)

第15条 本会に顧問及び相談役をおくことができる。顧問及び相談役は理事会の推せんによる。

(会議の招集)

第16条 定例総会は毎年6月に開催するものとする。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めた場合、若しくは、正会員の3分の2又は監事から会議の目的を示して請求があった時に開催するものとする。

3 総会の召集権者は会長とし、会長はその総会の日14日前までに、会議開催日時、場所、及び付議される事項を通知する。

4 理事会は、必要に応じて随時開催することが出来る。

(議長)

第17条 会議の議長は、会長とする。

(決議)

第18条 会議の議決は、出席者(議長を除く)の過半数の同意をもってこれを決し、可否同数の場合には、議長の決するところによるものとする。

(支部)

第19条 本会は東専各協の新宿支部と別称し、事業の遂行に当る。

(東専各協細則第1条)

(改廃)

第20条 この規約の改廃は、理事会で検討の上、総会で承認を得るものとする。

(委任)

第21条 この規約に定めない事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

1. この規約は昭和51年4月1日より施行する。

2. 平成16年7月5日より事務局を日本電子専門学校におく。

3. 平成18年6月30日より「賛助会員」について第4条第2号、第6条、第7条を増補する。

4. 平成27年4月1日より第6条第1号を改定

5. 令和6年7月16日より第2条、第3条、第7条、第9条、第10条（旧第14条）、第13条（旧第10条）、第16条（旧第13条）を改定、第11条、第12条、第17条、第18条、第20条、第21条を追加、第14（旧第11条）、第15条（旧第12条）、第19条（旧第15条）を条文番号変更。

新宿区専修学校各種学校協会規約改正案

新旧対照表

旧	新
(事務所) 第 2 条 本会の事務所は日本電子専門学校事務局内（新宿区百人町 1－2 5－4）におく。 (目的) 第 3 条 本会は関係庁と密接な交流を保ち、会員相互の親睦と協力により会員校の振興と併せて、社団法人東京都専修学校各種学校協会（以下東専各協という）の発展に寄与することを目的とする。 (入会) 第 7 条 本会に入会するときは、所定の用紙に正会員は入会金ならびに会費、賛助会員は会費を添えて申し込むものとする。 追加 (役員の選出) 第 9 条 理事会にて候補者を選任し、総会において承認を得る。 追加	(事務局) 第 2 条 本会の事務局は、原則として会長校である専門学校等におき、会長は事務局長を指名することができる。 (目的) 第 3 条 本会は関係庁と密接な交流を保ち、会員相互の親睦と協力により会員校の振興と併せて、公益社団法人東京都専修学校各種学校協会（以下東専各協という）の発展に寄与することを目的とする。 (入退会) 第 7 条 本会に入会するときは、所定の用紙に正会員は入会金ならびに会費、賛助会員は会費を添えて申し込むものとする。 2 会員は、退会届を提出することで任意に本会を退会することができる。 3 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。 (1) 本人が法人格を喪失したとき。 (2) 会費を 3 年以上納入しないとき。 (役員の選出) 第 9 条 前条の役員は理事会にて候補者を選任し、総会において承認を得る。 (役員の任務) 第 11 条 役員の任務は次のとおりとする。 (1) 会長は本協会を代表し、会務を統括する。 (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があると

追加 第 10 条 本会に次の会議をおく。 総会、理事会。 (事業の遂行) 第 11 条 (顧問・相談役) 第 12 条 (会議の招集) 第 13 条 定例総会は毎年 6 月開催し、臨時総会、理事会は必要に応じ、随時開催することができる。召集は会長とする。	きは、あらかじめ定められた順位に従い、その職務を代行する。 (3) 理事は、理事会を構成し、会務の執行を行う (4) 監事は本協会の会計を監査し、その結果を総会へ報告する。 (役員の解任) 第 12 条 役員が次に該当するときは、理事会の承認を経て、総会の決議により、これを解任できる。 (1) 心身の故障のため職務の遂行に耐えないと認められたとき。 (2) 本協会の名誉を毀損し、本協会の秩序を乱したとき、または、目的に著しく違反する行為があったとき。 (3) 本規約および本協会の指示等に違反したとき。 (4) その他前各号に準ずる事由があったとき。 第 13 条 本会に次の会議をおく。 (1) 総会。 (2) 理事会。 (事業の遂行) 第 14 条 (顧問・相談役) 第 15 条 (会議の招集) 第 16 条 定例総会は毎年 6 月に開催するものとする。 2 臨時総会は、理事会が必要と認めた場合、若しくは、正会員の 3 分の 2 又は監事から会議の目的を示して請求があった時に開催するものとする。 3 総会の招集権者は会長とし、会長はその総会の日の 14 日前までに、会議開催日時、場所及び付議
--	---

(任期) 第 14 条 本会の役員（顧問、相談役を含む）の任期は2ヶ年とする。 但し再選を妨げない。 追加 追加 (支部) 第 15 条 追加 追加 附則 追加	される事項を通知する。 4 理事会は、必要におうじて随時開催することができる。 (役員の任期) 第 10 条 役員の任期は、選任から2年後の定時総会終結の時までとする。 2 役員については、再任を妨げない。 (議長) 第 17 条 会議の議長は、会長とする。 (決議) 第 18 条 会議の議決は、出席者（議長を除く）の過半数の同意をもってこれを決し、可否同数の場合には、議長の決するところによるものとする。 (支部) 第 19 条 (改廃) 第 20 条 この規約の改廃は、理事会で検討の上、総会で承認を得るものとする。 (委任) 第 21 条 この規約に定めない事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める 附則 5.令和6年7月16日より第2、3、7、9、10（旧14）、13（旧10）、16（旧13）条を改定、第11、12、17、18、20、21条を追加、第14（旧11）、15（旧12）、19（旧15）条を条文番号変更。
---	---

第 6 号議案

役員改選について

令和 6 年度より役員改選の為、「新宿区専修学校各種学校協会規約」第 9 条（役員の選出）の規定により、理事会にて以下のとおり、新役員が選任された。

役 職	氏 名	学 校 名	学校役職	留任/新任
会長	多 忠貴	日本電子専門学校	理事長	留任
副会長	関谷 信浩	東放学園映画専門学校	名誉校長	留任
理事	江副 隆秀	新宿日本語学校	理事長	留任
理事	宮田 雅之	日本福祉教育専門学校	理事長補佐	留任
理事	梶原 康平	東京外語専門学校	理事長	留任
監事	小倉 規布佳	早稲田美容専門学校	校長	留任

※「新宿区専修学校各種学校協会規約」

第 9 条（役員の選出）

役員は理事会にて候補者を選任し、総会において承認を得る。

第 10 条（役員の任期）

役員の任期は、選任から 2 年後の定時総会終結の時までとする。

令和6年度 懇親会

開催日：令和6年7月16日（火）

時 間：18時30分～20時00分

会 場：京王プラザホテル 42階 【富士】

次 第

司会進行：新宿区専修学校各種学校協会

事務局 大桃 洋

（日本電子専門学校 総務部長）

一、開会あいさつ（司会）

一、会長あいさつ

一、来賓祝辞

一、来賓紹介

一、乾杯

一、初参加者紹介（会員校）

一、締め

新宿区専修学校各種学校協会

令和6年度 新宿区専修学校各種学校協会 総会・懇親会 参加者名簿(順不同)

【ご来賓 6名】

No	団体名	役職	氏名
1	新宿区 文化観光産業部	消費生活就労支援課長	瀬沼 宏樹
2	新宿区 教育委員会	学校運営課長	内野 桂子
3	東京消防庁 新宿消防署	災害対策調整担当課長	伊東 杏子
4	公益社団法人東京都専修学校各種学校協会	専務理事	飯塚 美紀子
5	株式会社専門学校新聞社	専務取締役	杉本 三千雄
6	株式会社新宿区新聞社	企画営業部 次長	松田 黄鹿

【会員校:12校 27名】

No	学校名	役職	氏名
1	キルビー学院	理事長	田中 隆三
2	新宿調理師専門学校	理事長	関川 恵一
3	新宿調理師専門学校	理事長補佐	平野 泰三
4	新宿日本語学校	校長	江副 隆秀
5	新宿日本語学校	理事	江副 ジョエル
6	専修学校早稲田予備学校	理事長	守谷 たつみ
7	高山美容専門学校	理事長代行	高山 泰輝
8	東京製菓学校	総務部長	林 知子
9	東京製菓学校	会計課長	関口 高広
10	東京調理製菓専門学校	校長	馬淵 知子
11	東放学園映画専門学校	名誉校長	関谷 信浩
12	東放学園映画専門学校	副校長	蒲田 直樹
13	日本電子専門学校	理事長	多 忠貴
14	日本電子専門学校	校長	船山 世界
15	日本電子専門学校	広報部 部長	木村 佑
16	日本美容専門学校	昼間部 部長	星 一磨
17	日本美容専門学校	学年主任	中村 千尋
18	日本美容専門学校	教務	小柳 芽惟
19	日本美容専門学校	教務	熊木 美空
20	マリールイズ美容専門学校	校長	相原 周太
21	マリールイズ美容専門学校	教務部	島貫 いつか
22	早稲田美容専門学校	校長	小倉 規布佳
23	早稲田美容専門学校	広報	霧見 勇斗
24	早稲田美容専門学校	教務	鈴木 文菜
25	早稲田美容専門学校	教務	加瀬 夏姫
26	新宿医療専門学校	経営企画室 室長	永野 修
27	新宿医療専門学校	校長	小倉 芳裕

【賛助会員校:1校 2名】

No	学校名	役職	氏名
1	友ランゲージアカデミー	ゼネラルマネージャー	井上 貴由
2	友ランゲージアカデミー	校長	境 隆宏

【事務局:4名】

1	新宿区専修学校各種学校協会 事務局	事務局長	大桃 洋
2			内田 満
3			出谷 聖也
4			松島 果穂